

発 明 文 化 論

〈第 46 回〉

丸山 亮

起請文の今昔

今春、平安時代初期に起源をもつ長野県上田市の生島足島神社を訪ねた。本殿前には明治の初めに建てられた農村歌舞伎の小屋があって、神社に伝わる武田信玄配下の武将らの 83 通に及ぶ起請文のコピーや、信玄自筆の川中島合戦戦勝祈願文などが展示されている。これらの古文書は国の重要文化財でもある。

起請文というのは、約束を破らないことを神仏に誓った文書で、鎌倉時代の後期ごろから、社寺のお守りである牛王法印（ごおうほういん）の紙を裏返して書くならいとなった。大きさはさまざまだが 30 × 40 センチほどのものが多く、表の法印が透けて見える裏に、文が墨で箇条書きされている。

小山田信茂という武将の起請文を見てみよう。6カ条からなり、その第2条。

一奉対 信玄様逆心謀反等不可相企事

信玄様に対し奉り、逆心、謀反などを企てることをしめせんと誓う。そして文の末尾には、神文と呼ばれる部分が続き、誓いに違反すれば、梵天、帝釈、四大天王、春日、八幡、稲荷、祇園、賀茂下上、伊豆箱根両所権現、三嶋明神、別して富士浅間大菩薩、甲州一二三明神、諏訪上下大明神、天満大自在天神の罰を覚悟すると結ばれる。さらに永禄十年八月七日の日付と自署に加え、花王、血判がある。宛名は信玄ではなくその有力武将だろうか、吉田左近助殿となっている。

同様な内容の起請文が多く残っており、これは信玄家臣団の動揺を防ぎ上杉謙信への備えを確かなものとするよう、神前に家臣を集めて起請させたためといわれる。それにしても、考えられるすべての神仏の名を上げ、血判まで押して誓った文章の迫力は相当なものだが、約束の言葉が本当であるという誓いに重みを加えることは、古来さまざまに行われてきた。

古事記には、天照大神のもと天へと昇ってきた須佐之男命に対して、異心はなく、心も清く明らかなだという須佐之男命のことが真実か、何によって知ったらよいかと天照大神が問う場面がある。須佐之男命は宇気比（うけひ）という一種のまじないによって判断することを提案し、実行される。

中世になると、先に見たような武将の誓約以外に、共同体の掟を定めるときや、訴訟の場で犯罪の有無を決するとき起請文が書かれる。そこでは言葉の有効性が、熱湯の中の石や焼けた鉄棒を握らせるなど、苦行を強いるまじないによって決せられたりした。

起請文は近世、遊女が客に誠意を示すときにも書かれている。その有効性はおして知るべしだろう。

そして現代も、起請文に当たる宣誓の文が語られ、記される場面は多い。政党のマニフェストは形を変えた起請文だろうが、いとも簡単に反故にされてしまい、言葉の重みがずいぶん軽い。8月6日、甲子園の全国高校野球大会では、選手宣誓が行われた。それは大震災を振り返りつつ、「失うばかりではありません、日本中のみんなが仲間です」と言ったあと、「消えることのない深い絆と勇気を、日本中の仲間へ届けられるよう、全力でプレーすることを誓います」と結んでいる。満場の観客とテレビの視聴者が証人の見事な起請文だろう。

同じ日、広島では原爆の日を記念し、市長の平和宣言があった。原爆の惨禍を振り返り、被爆者の体験や平和への思いを、この世界に生きる一人ひとりに伝えたいという。このことばは多くの人の共感を呼ぶであろうが、重みが失せることのないよう祈るしかない。

（まるやま りょう 共生国際特許事務所 弁理士）